

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ

1月から**70歳未満の高額療養費制度**が変わります

高額療養費制度とは、同一月内の医療費の支払いが高額となり、世帯の所得区分に応じて定められた自己負担限度額を超えた場合に、超えた分を国保が支給する制度です。このたび、負担能力に応じてきめ細やかな対応を行うために法律が改正され、1月診療分から所得区分が細分化されて次のように変更となります。

なお、70歳以上の高額療養費自己負担限度額の変更はありません。

70歳未満の自己負担限度額(月額)

<平成27年1月から>

所得区分	自己負担限度額		認定証 適用区分
	3回目まで	4回目以降	
所得901万円超	252,600円+ (医療費の総額－842,000円)×1%	140,100円	ア
所得600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費の総額－558,000円)×1%	93,000円	イ
所得210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費の総額－267,000円)×1%	44,400円	ウ
所得210万円以下	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	オ

<平成26年12月まで(参考)>

所得区分	自己負担限度額		認定証 適用区分
	3回目まで	4回目以降	
上位所得者(所得600万円超)	150,000円+ (医療費の総額－500,000円)×1%	83,400円	A
一般(上位所得者と非課税世帯以外の世帯)	80,100円+ (医療費の総額－267,000円)×1%	44,400円	B
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	C

※所得とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。

※4回目以降は、過去12カ月以内に4回以上高額療養費に該当した場合の金額です。

「**限度額適用認定証**」をご利用ください

国民健康保険からあらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

なお、国民健康保険税に滞納のある世帯は、交付できない場合があります。

※70歳以上の方は、高齢受給者証の提示により、医療機関窓口での支払いが自動的に自己負担限度額までにとどめられます。ただし、住民税非課税世帯の所得区分の適用を受けるためには「限度額適用認定証」が必要となります。

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線113～115)へ。

年金
あれこれ

●20歳になったら「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にでも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなでもって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し、現役世代の負担が年々増加していますが、老齢基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。

ただし、加入手続きや国民年金保険料の納付を忘れると、年金(老齢・障害・遺族等)が受け取れないこともありますので、ご注意ください。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など、保険料の支払いを猶予する制度がありますので、保険年金課窓口で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

●**国民年金保険料は口座振替がお得です**

国民年金保険料の納付は、口座振替をご利用いただけます。口座振替は保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関等へ行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。口座振替には、当月分の保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い前納が大変お得です。

なお、前納(4月から9月分まで)・1年前納・2年前納は、2月までにお申し込みください。

問い合わせ／熊谷年金事務所(☎522・50112)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

※お問い合わせの際、年金番号・住所・氏名生年月日を正確にさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご利用ください！**寄居町エコハウス推進事業補助金**

申請受付期間は2月2日(月)までです！

町では、温室効果ガスの削減や電力需要のピークに達する時間帯をシフトするとともに、災害時に自立的エネルギーを確保できる家づくりを促進するため、自己用の住宅に「エコハウス事業」を実施した方へ補助金(最大70万円)を交付します。エコハウス事業とは、対象機器を設置する事業を指し、機器の組み合わせによって補助金額が異なります。

なお、予算額に達した時点で受付は終了となります。

対象機器／住宅用太陽光発電システム+HEMS(住宅用エネルギー管理支援システム) 機器、家庭用燃料電池システム、ガスエンジン給湯器、家庭用蓄電池システム

問い合わせ／企業誘致エコタウン課(☎581・2121内線202・210)へ。

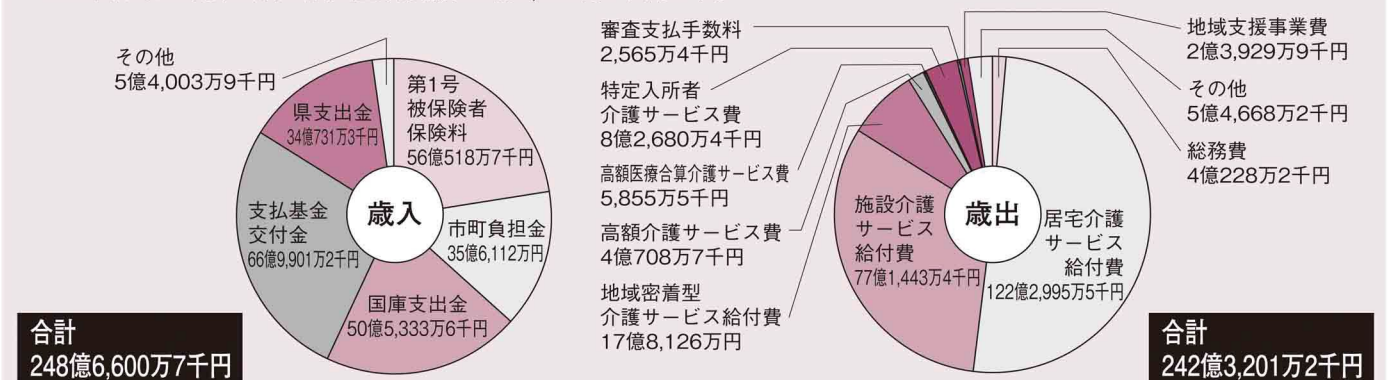


～補助金利用者の声～

- ◆家庭用燃料電池システムの排熱で作ったお湯を床暖房に利用し、さらに発電した電気を日常生活へ利用したり、売電したりできるのでとても良いです。
- ◆HEMS機器を利用して、発電量やその日に削減できたCO₂量などを確認できるので、省エネを意識するようになりました。
- ◆国や県からの補助金の方が多くもらえるイメージでしたが、町の補助金額の多さに驚きました。
- ◆住宅用太陽光発電システムと家庭用燃料電池システムを利用することでガス代は増えましたが、電気代は減りました。

大里広域市町村圏組合介護保険特別会計決算

平成25年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算が確定しましたので、主な内容についてお知らせします。歳入総額は248億6,600万7千円で対前年度比5.6%増、歳出総額は242億3,201万2千円で対前年度比5.2%増となりました。なお、平成25年度の歳入歳出差引残額は6億3,399万5千円です。



問い合わせ／大里広域市町村圏組合(☎501・1330)へ。

介護保険要介護認定者の
障害者控除の認定

65歳以上(平成26年12月31日現在)の要介護3(5の方、またはその方を扶養している親族の方は、税法上の障害者控除の適用を受けることができます。

この場合、健康福祉課へ障害者控除対象者認定申請を行い、障害者控除対象者認定書を受け、申告の際にお持ちいただくことになります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／健康福祉課(☎581・2121内線123・124)へ。

介護保険要介護認定者の
おむつ代の医療費控除

介護保険による要介護認定を受けておむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者(大里広域市町村圏組合)が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

ただし、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・要介護認定有効期間が平成26年中にあること
- ・要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること(初めての方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要)

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、または大里広域寄居介護保険事務所(健康福祉課内、☎581・2121内線123・124)へ。